平成 24 年 5 月 23 日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社 カ カ ク コ ム
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　田中　実
（コード番号：２３７１　東証第一部）
問合せ先　　専務執行役員管理本部長　平井裕文
Ｔ Ｅ Ｌ　　０３－５７２５－４５５４

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社完全子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを決議するとともに、当社取締役のストック・オプションに関する報酬等の額及びその内容の議案を、平成24年６月26日開催予定の当社第15回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社取締役に対するストック・オプションの発行は、会社法第361条第１項第１号及び第３号に定める報酬等に該当いたします。

当社は、平成12年５月26日開催の臨時株主総会において、当社取締役の報酬額を月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額２億５千万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役は 10 名ですが、本定時株主総会に取締役の選任議案を予定しております。当該選任議案について原案通り承認可決されますと、当社の取締役は 11 名（うち、社外取締役３名）となります。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由その他提案の理由

当社及び当社完全子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社完全子会社の取締役及び従業員に対して、次のとおりストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。なお、当該新株予約権の行使があった場合には、本日付で公表いたしました「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」でお知らせいたしました自己株式の公開買付けにより取得した自己株式を交付する予定であり、新規の株式を発行することは想定しておりません。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社完全子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 580,000 株を上限とする。

なお、下記（3）により付与株式数が調整される場合には、調整後の付与株式数に下記（3）記載の新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

5,800 個を上限とする。

なお、新株予約権の１個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

本定時株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込を要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に１を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から２年を経過した日から、３年以内とし、別途当社取締役会にて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

② 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

③ その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、別途当社取締役会にて定める「新株予約権の募集要項」及び当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約又は株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得する事ができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定するものとする。

以　上